第17編 外郭団体等

1 一般財団法人 柏市まちづくり公社

(1) 目的

柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

- (2) 事業内容
 - ア 公益目的事業
 - (ア) まちづくり事業
 - a まちづくりの普及啓発事業(情報発信事業)
 - b まちづくりに関する相談,助言,支援事業
 - c まちづくりの調査研究事業(調査研究事業)
 - d 市街地等活性化推進事業(道路空間利活用推進事業)
 - イ 収益事業
 - (7) 開発(用地等)事業
 - a 用地等の管理, 処分事業
 - b 不動産貸付事業
 - c 施設整備等事業
 - (イ) 駐車場管理運営事業
 - (ウ) 広告事業
- (3) 組織人員(令和7年6月27日現在)
 - ア 役員等
 - (ア) 評議員 5人
 - (イ) 理事 6人
 - (ウ) 監事 1人
 - イ職員

事務局 6人(理事長1人(都市部理事派遣),派遣職員1人,特別職員1人,

一般職員 3人)

2 柏市土地開発公社

(1) 目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として、平成4年4月1日に設立された。

(2) 組織(令和7年3月31日現在)

ア 基本財産 10,000,000円(市出資金)

イ 役員

(ア) 理事 定員 12人以内

現員 9人

(内訳)理事長(副市長)1人,市議会議員4人,市部長職4人

(イ) 監事 定員 2人以内 現員 1人

(内訳)会計管理者1人

ウ職員

事務局長1人,職員4人(いずれも市職員が兼務)

(3) 事業内容

公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務

3 公益財団法人 柏市医療公社

(1) 目的

この法人は、医療及び公衆衛生に関する各種事業を行い、もって柏市域等における住民の健康の増進を図ることを目的として、平成8年4月1日に設立された。平成24年3月28日付け、千葉県医指令第2485号で千葉県から、公益財団法人の認定を受け、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

(2) 組織(令和7年3月31日現在)

ア 基本財産

501,000,000円

イ 役員等

理事5人, 監事2人, 評議員7人

ウ職員

	T	
施設(事業)名	職員構成 ※()内は非常勤職員	
	総数(人)	内訳(人)
柏市医療センター	8 (86)	歯科医師 2(3) 歯科麻酔医師 0(16)
		看護師 1(23) 医療技術者等 3(14)
		事務職等 2(30)
柏市立柏病院	302 (141)	医師 42(56) 医療技術者等 99(26)
		看護師等 118(26) 事務職 43(33)
柏市立	47 (27)	【施設】
介護老人保健施設はみんぐ		医師 1(0) 医療技術者等 9(6)
		看護師等 8(5) 介護士 27(14)
		事務職等 2(2)
	4(21)	【通所リハビリ】
		看護師 0(2) 介護士 3(9)
		医療技術者等 1(2) 運転手 0(8)
はみんぐ居宅介護支援事業所	3(0)	介護支援専門員 3(0)
はみんぐ	Q (1)	看護師 7(1) 事務職 1(0)
訪問看護ステーション	0(1)	1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1
北柏	5(5)	介護支援専門員1(4) 保健師等1(0)
地域包括支援センター		社会福祉士 3(0) 事務職 0(1)

北柏第2	6(4)	介護支援専門員 1(3) 保健師等 2(0)
地域包括支援センター		社会福祉士 3(0) 事務職 0(1)

(3) 事業内容

- ア 夜間急病診療事業に関すること。
- イ 障害児・者等歯科診療事業に関すること。
- ウ病院事業に関すること。
- エ 介護老人保健施設事業に関すること。
- オ検診等事業に関すること。
- カ 指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業に関すること。
- キ 訪問看護ステーション事業に関すること。
- ク 指定居宅サービス事業,指定介護予防サービス事業,身体障害者デイサービス事業 及び生活援助員派遣事業に関すること。
- ケ地域包括支援センター事業に関すること。
- コ 休日急患歯科診療事業に関すること。
- サ 売店事業に関すること。
- シーその他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(4) 事務所

ア 主たる事務所:柏市布施1番地3 柏市立柏病院内

イ 従たる事務所:柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内

柏市大山台2丁目3番地 モラージュ柏内

4 一般財団法人 柏市みどりの基金

(1) 目的

市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア みどりの普及啓発に関する事業
- イ みどりの支援に関する事業
- ウ みどりの調査研究に関する事業
- エ 緑地保全に関する事業
- オ みどりのコンサルティングに関する事業
- カ 公園等管理運営に関する事業
- キ まちづくりの推進に関する事業
- ク 駐車場管理運営に関する事業
- ケ 物販・貸出事業に関する事業
- コ その他定款第4条の事業を達成するために必要な事業

- (3) 組織人員(令和7年4月1日現在)
 - ア 基本財産 500,000,000円
 - イ 役員
 - (ア) 評議員 6人
 - (1) 理事 7人
 - (ウ) 監事 2人
 - ウ職員

事務局 17人(派遣5人,臨時12人)

旧吉田家住宅歴史公園 13人(臨時13人)

5 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会

(1) 目的等

相市社会福祉協議会は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達と、社会福祉に関する活動の活性化による地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和31年7月30日に設立された。平成12年6月の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域福祉推進の中核としての役割が法的にも明確化された。

- (2) 法人認可 昭和47年2月14日
- (3) 基本財産(令和7年3月31日現在)

ア 4,000,000円

- イ 建物1棟
- (4) 会員(令和7年3月31日現在)
 - ア 住民団体会員 296町会等
 - イ 特別会員 183法人等
 - ウ 賛助会員(団体) 34団体
 - 工 賛助会員(個人) 608人
- (5) 役員等(令和7年3月31日現在)
 - ア 理事 定数 13人,任期 2年
 - イ 監事 定数 2人,任期 2年
 - ウ 評議員 定数 21人,任期 4年
- (6) 主な事業内容
 - ア 法人運営・計画・団体事務局等

理事会・評議員会等,柏市地域健康福祉活動計画,柏市住民福祉大会,啓発活動, 社会福祉関係行事の後援等,柏市民生委員児童委員協議会事務局,他機関への協力・ 支援(委員・講師等)

イ 会員・寄附・共同募金等

会員会費, 寄附, 共同募金(千葉県共同募金会柏市支会) 共同募金・歳末たすけあい配分事業, 自動販売機設置経営事業

ウ 地域支援・ボランティア

地域活動拠点事業,地区社会福祉協議会への支援,ボランティア活動(ボランティアセンター),災害ボランティアセンター,ふれあい型給食サービス,生活支援体制整備事業,重層的支援体制整備事業,かしわファミリー・サポート・センター事業,地域子育て支援拠点事業,利用者支援事業,エリアごとの支援体制整備事業、地域活動コーディネート支援事業、子どもの居場所支援及び食材保管庫管理事業

工 福祉教育

福祉教育事業,体験学習支援,「福祉の心」作品展,実習生の受入

オ 在宅福祉サービス さわやかサービス,移動サービス,車椅子の貸出

カ 介護予防

老人福祉センターの介護予防事業、沼南地域包括支援センターの介護予防事業

キ 相談支援・貸付・援護金・基金運営

福祉相談事業、福祉資金・生活福祉資金貸付事業、特例貸付債権管理事業、緊急援護金支給事業、交通遺児援護金等支給、困窮世帯等支援事業、子ども子育て活動支援事業、支えあい活動支援事業、障害者就労支援に係る職場体験・実習の受入、自殺予防対策事業

ク 権利擁護、地域包括支援センター

成年後見事業,柏市市民後見推進事業,成年後見利用促進(中核機関)事業,福祉 サービス利用援助事業,沼南地域包括支援センター

ケ 施設管理

沼南社会福祉センター設置経営事業,介護予防センター管理及び経営事業,老人福祉センター管理及び経営事業,地域活動館の管理運営,総合福祉センター施設管理事業